

海上貨物戦争危険保険

(質問)

中近東向けに製品をコンテナ船で輸送中、イスラエル+アメリカによるイランに対する空爆が始まりました。このようなことが起こるとは考えもせず、海上貨物保険は海上危険しかカバーしていませんでした。現在輸送途中ですが、戦争危険を追加で付保することは出来ますか。

(回答)

輸送途上で戦争危険保険を掛けられるか？

結論から言うと、輸送開始後に「戦争危険(War Risk)」を追加付保できる可能性はあります。ただし、保険会社の承認(引受判断)が必要で、実務上はハードルが非常に高いのが実情です。状況にもよりますが、輸送開始後の追加付保は承認されない(引受不可となる)ケースが多いと考えておくのが無難です。

なぜ途中付保が難しいのか？

海上貨物保険(Institute Cargo Clauses)では、

- 通常の海上危険(海難・火災・盗難など)
- 戦争危険(War Risk)

は別契約です。戦争危険(Institute War Clauses)では、以下の理由で途中付保が慎重に扱われます。

- 戦争危険は発生確率が急激に変動するため、リスクが読めない。
- 戦争行為が始まった後の付保は“既に発生した危険に対する保険”と看做されやすい。
- 保険会社は“既に危険が顕在化した後”では、引き受けることはしない。

特に今回のように「イスラエル+米国によるイラン空爆が開始」=戦争危険が顕在化した直後という状況では、保険会社は極めて慎重になります。

それでも追加付保が可能になるケース

次の条件が揃う場合、保険会社が検討する余地があります。

1) 船舶がまだ高リスク海域に入っていない場合

- まだインド洋手前にある
- スエズ運河・紅海・ホルムズ海峡などの高リスク海域に近づいていない

2) 保険会社が「特別約款 H/C(Held Covered Clause)」

(その都度取り決め)を事前に認めている場合

Held Covered 条項があれば、

- 追加保険料(Additional Premium)の支払い
- 速やかな通知

を条件に、途中から戦争危険をカバーする余地があります。

ただし、これは事前に契約に含まれている場合のみで、後付けは困難です。N/A(Not Applicable:該当なし)とされている場合は、適用の可能性はありません。

3) 保険会社が特別に引き受ける場合

非常に例外的ですが、

- 船会社の航路変更
- 迂回ルートの採用
- 追加保険料の大幅上乘せ

などを条件に、引受を検討する保険会社も有るかも知れません。

戦争危険(Institute War Clauses)の取り扱い

保険期間は、基本的に貨物が本船に積込まれた時から荷卸された時までを補償し、荷卸が遅れた場合でも仕向け港到着日以後 15 日までをカバーし終了します。ただし、保険契約締結後、仕向け国の戦争危険が増大し、荷卸港以外の港へ向かう場合は原則として保険会社の担保危険はそこで解除されますが、割増保険料を支払うことにより担保が継続される旨の規定があります。中近東向け輸出では戦争危険を担保するのが一般的なので、この事態に遭遇したら、保険会社と善後策を協議し担保の継続手続きを失念しないことが肝要です。

主な補償内容は、戦争、内乱、革命、反乱、謀反、またはこれらから生じる国内紛争、または交戦国による(交戦国に対しての)あらゆる敵対行為により損害を被った滅失、損傷が補償されます。

船会社の対応

船会社が Abandon a Voyage(航海打切り)を宣言すると、輸送契約は完了したと認識され、荷主の意向に沿う動きは期待できません。貨物は仕向け地以外の港に仮揚げされ輸送完了となります。船会社は貨物の安全を確保するため、その後の処置をフォワーダーに依頼することが一般的です。最終仕向け地までの輸送計画が立案され、継続費用は荷主の負担となります。これらの追加随伴継続費用をカバーすべく、保険会社との密な情報交換と連携が重要です。